

規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「あつては、」を「あつては」に改め、「知的障害者に」の下に「限り、職域開発科にあつては同条第六号に規定する精神障害者に」を加え、同

号の表埼玉県立職業能力開発センターの項中

職域開発科	サービス実務科	十人	一年
	サービス実務科	十人	一年

を

に改める。

別表第二第二号の表サービス実務科の項の次に次のように加える。

職域開発科	精神障害者の自立に向けて必要となる一般的な事務及びOA機器の操作並びに清掃、介護、及びサービス業務における基礎的な技能並びにこれらに	<ul style="list-style-type: none"> 一 基礎 イ 学科 <ul style="list-style-type: none"> (1) OA機器 (2) 清掃 (3) 介護 (4) サービス業務 (5) 安全衛生 ロ 実技 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務処理基本実習 (2) 実務作業基本実習 (3) OA機器操作基本実習 (4) 清掃基本実習 	七時間	訓練期間 六月 総訓練時 間 五八五時 間	建物その他の 工作物	<ul style="list-style-type: none"> 一 教室 二 実習場
			その他	機械	<ul style="list-style-type: none"> 一 事務用機器類 二 情報処理用機器類 	<ul style="list-style-type: none"> 一 器具及び用具類 二 計測器類 三 教材類

<p>関する知識</p>	<p>精神障害者の自立に向けて必要となる一般的な事務及びOA機器の操作並びに清掃、介護及びサービス業務における基本的な技能並びにこれらに関する知識</p>
<p>(5) 介護基本実習 (6) サービス業務基本実習 (7) 安全衛生作業法</p>	<p>二 専攻 イ 学科 (1) コミュニケーション概論 (2) ビジネスマナー</p>
<p>四七時間</p>	<p>ロ 実技 次の科目のうち選択する 一科目 (1) 事務系実習 (2) サービス系実習</p>

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。